

2017年12月14日

社会福祉士・精神保健福祉士公開模擬試験をご受験の皆様へ

株式会社 東京リーガルマインド
新商品開発企画部

(社会福祉士・精神保健福祉士公開模擬試験)

第1回 共通科目 解答・解説集の一部訂正について

この度は、「社会福祉士・精神保健福祉士公開模擬試験」をご受験頂きまして、誠に有難うございます。

さて、第1回の共通科目の解説におきまして、一部誤りがございました。受験生の皆様方には、ご迷惑をお掛けしまして誠に申し訳ございません。お詫び申し上げますと共に、以下に修正箇所をご連絡申し上げます。

ご面倒をお掛け致しますが、以下の内容で学習戴きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 問題 42 (P.42)

肢1の解説に、誤りがございました。

(誤)

- 1 正 政令指定都市とは、政令で指定する人口50万人以上の市のことである（地方自治法252条の19）。なお、政令で指定する市であって、人口20万人以上のものを「特例市」、30万人以上のものを「中核市」という。

↓ 下記のように訂正して下さい。

(正)

- 1 正 政令指定都市とは、政令で指定する人口 50 万人以上の市のことである（地方自治法 252 条の 19）。また、政令で指定する市であって、人口 20 万人以上のものを「中核市」という。なお、「特例市」制度は、2015（平成 27）年 4 月 1 日に廃止された。但し、廃止の際、現に特例市であった市（施行時特定市）は、特例市としての事務を引続き処理することになっている。施行時特定市は、平成 32 年 3 月 31 日まで、人口 20 万人未満であっても中核市の指定を受けることができる。

2. 問題47 (P. 47)

肢 2 の解説に、誤りがございました。

(誤)

- 2 誤 介護保険における第 1 号被保険者の保険料は、**市町村**ごとに所得段階（原則 6 段階）に応じた定額の保険料が設定される。保険料率は、市町村の給付水準に応じて設定され、この設定は 3 年ごとの中期的な見直しに基づいて行われる。

↓ 下記のように訂正して下さい。

(正)

- 2 誤 介護保険における第 1 号被保険者の保険料は、**市町村**ごとに所得段階（国が示した基準は 9 段階）に応じた定額の保険料が設定される。保険料率は、市町村の給付水準に応じて設定され、この設定は 3 年ごとの中期的な見直しに基づいて行われる。

以上